

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館への特別の設備等の設置承認
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例施行規則第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市文化会館条例施行規則第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 特別の設備等（栃木市文化会館条例施行規則第11条）</p> <p>利用者は、会館を利用する場合において、特別の設備等を設けようとするときは、その設置内容を記載した仕様書を、栃木市文化会館条例施行規則第2条第1項各号の申請書に添えて、申請し、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 基準未設定</p> <p>過去において先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため。</p>	